

社会福祉法人 四恩会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
障害者支援施設の設置経営
- (2) 第二種社会福祉事業
障害福祉サービス事業の経営
一般相談支援事業の経営
特定相談支援事業の経営
障害児相談支援事業の経営
障害児通所支援事業の経営
移動支援事業の経営
地域活動支援センターの受託運営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人四恩会という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者及び障害者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕 1 2 8 番地 1 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対しての報酬は支給しない。ただし、費用を弁償することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第 4 章 役 員 及 び 職 員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監事報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長、管理者他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番1、107番所在の
障害者支援施設今浜苑の敷地（6,053㎡）
- (2) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1、107番地所在（家屋番号128番1）の
鉄筋コンクリート・鉄骨造 スレート葺 平家建
障害者支援施設今浜苑の建物1棟（1,700.74㎡）
- (3) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1所在の
木造 瓦葺 平家建
障害者支援施設今浜苑の物置1棟（39.74㎡）
- (4) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜新耕128番地1所在の
鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
障害者支援施設今浜苑の作業場3棟（444.78㎡）
- (5) 石川県羽咋郡宝達志水町麦生ネ103番所在の
障害福祉サービス事業所キッチンクラブおしみずの敷地（29.27㎡）
- (6) 石川県羽咋郡宝達志水町麦生ネ24番所在の
障害福祉サービス事業所キッチンクラブおしみずの敷地（2,073㎡）
- (7) 石川県羽咋郡宝達志水町麦生ネ24番地、103番地所在（家屋番号24番）の
鉄骨造 瓦葺 平家建
障害福祉サービス事業所キッチンクラブおしみずの建物1棟（675.12㎡）
- (8) 石川県かほく市七窪ハ7番1所在の
障害福祉サービス事業所ライフクリエートかほくの敷地（3,504.58㎡）
- (9) 石川県かほく市七窪ハ9番3所在の
障害福祉サービス事業所ライフクリエートかほくの敷地（28.16㎡）
- (10) 石川県かほく市七窪ハ7番地1所在の
鉄骨造 陸屋根 平家建
障害福祉サービス事業所ライフクリエートかほくの建物1棟（1,338.23㎡）
- (11) 石川県羽咋市千代町は11番3所在の
障害福祉サービス事業所かりんの宅地（165.60㎡）
- (12) 石川県羽咋市千代町は11番地3所在の
木造 瓦葺 2階建
障害福祉サービス事業所かりんの建物1棟（1階73.70㎡、2階27.32㎡）
- (13) 石川県羽咋郡宝達志水町敷波12番2所在の
障害福祉サービス事業所レインボーの宅地（165.55㎡）
- (14) 石川県羽咋郡宝達志水町敷波12番地2所在の
木造 瓦葺 2階建
障害福祉サービス事業所レインボーの建物1棟（1階63.19㎡、2階40.57㎡）
- (15) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜ム186番5所在の
障害福祉サービス事業所ホープの宅地（210.23㎡）
- (16) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜ム186番地5所在の
木造 瓦葺 2階建
障害福祉サービス事業所ホープの建物1棟（1階65.00㎡、2階45.00㎡）

- (17) 石川県羽咋郡宝達志水町小川式7番1所在の
障害福祉サービス事業所サポート・アメニティあらいぶの敷地 (1, 035.35㎡)
- (18) 石川県羽咋郡宝達志水町小川式7番地1所在の
木・軽量鉄骨造 かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建
障害福祉サービス事業所サポート・アメニティあらいぶの建物1棟 (1階400.40㎡、
2階37.26㎡)
- (19) 石川県羽咋郡志賀町堀松辰73番地所在の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所学び舎あいの建物1棟 (336.29㎡)
- (20) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番4所在の
障害福祉サービス事業所ふれんどの宅地 (4, 069.95㎡)
- (21) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番地4所在 (家屋番号37番4の1) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所ふれんど管理棟の建物1棟 (79.49㎡)
- (22) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番地4所在 (家屋番号37番4の2) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所こもれびの建物1棟 (198.74㎡)
- (23) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番地4所在 (家屋番号37番4の3) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所かがやきの建物1棟 (198.74㎡)
- (24) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番地4所在 (家屋番号37番4の4) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所ふれんどの建物1棟 (169.76㎡)
- (25) 石川県羽咋郡宝達志水町今浜チ37番地4所在 (家屋番号37番4の5) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所たいようの建物1棟 (199.13㎡)
- (26) 石川県かほく市笠島イ1番1所在の
障害福祉サービス事業所ウイズ上田名の宅地 (1, 827.89㎡)
- (27) 石川県かほく市笠島イ1番地1所在の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所ウイズ上田名の建物1棟 (257.53㎡)
- (28) 石川県かほく市笠島イ1番地1所在 (家屋番号1番1の2) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所グッドメンの建物1棟 (199.13㎡)
- (29) 石川県かほく市笠島イ1番地1所在 (家屋番号1番1の3) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所パラレルの建物1棟 (199.13㎡)
- (30) 石川県羽咋郡志賀町堀松辰58番2所在の
障害福祉サービス事業所インクルしかの宅地 (4, 681.77㎡)
- (31) 石川県羽咋郡志賀町堀松カ22番7所在の
障害福祉サービス事業所インクルしかの宅地 (147.87㎡)
- (32) 石川県羽咋郡志賀町堀松六8番10所在の
障害福祉サービス事業所インクルしかの宅地 (44.11㎡)
- (33) 石川県羽咋郡志賀町堀松辰58番地2、羽咋郡志賀町堀松カ22番地7所在 (家屋番号58番2)
の鉄骨造 合金メッキ鋼板ぶき 平家建
障害福祉サービス事業所インクルしかの建物1棟 (858.36㎡)
- (34) 石川県河北郡津幡町字太田に35番所在の
障害福祉サービス事業所ウイズ太田の宅地 (449.00㎡)
- (35) 石川県河北郡津幡町字太田に36番所在の
障害福祉サービス事業所ウイズ太田の宅地 (416.00㎡)
- (36) 石川県河北郡津幡町字太田に36番地、35番地所在 (家屋番号36番) の
木造 かわらぶき 平家建
障害福祉サービス事業所ウイズ太田の建物1棟 (266.06㎡)
- (37) 石川県かほく市遠塚ニ13番2所在の
障害児通所支援事業所チェンジA. の宅地 (1, 643.90㎡)
- (38) 現金1, 000, 000円

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、石川県知事の承認を得なければならない。ただし次の各号に掲げる場合には石川県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の議決を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定 款 の 変 更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の議決を得て、石川県知事の認可(社会福祉法第 45 条の 3 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を石川県知事に届け出なければならない。

第 9 章 公 告 の 方 法 そ の 他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人四恩会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又はこの法人の電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	眞田	穰治
理 事	眞田	宏治
理 事	浅森	清次
理 事	寺島	笑子
理 事	酒井	信吾
理 事	村井	正順
理 事	岡部	範昭
理 事	正谷	喜範
理 事	近岡	由裕
理 事	片原	伸顕
監 事	近岡	義治
監 事	浅井	佳治

1. 平成 元年 6月 4日	制定
1. 平成 3年 4月 28日	改正 (理事会第4号議案承認)
1. 平成 3年 6月 30日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 4年 7月 18日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 5年 4月 1日	石川県認可 (障福第99号)
1. 平成 6年 3月 27日	改正 (理事会第2号議案承認)
1. 平成 6年 6月 1日	石川県認可 (障福第556号)
1. 平成 8年 11月 17日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 9年 7月 10日	石川県認可 (障福第609号)
1. 平成 9年 10月 26日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 10年 1月 22日	石川県認可 (障福第1669号)
1. 平成 12年 5月 14日	改正 (理事会第4号議案承認)
1. 平成 12年 5月 24日	石川県認可 (障福第552号)
1. 平成 13年 12月 29日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 14年 2月 18日	石川県認可 (障福第3657号)
1. 平成 14年 3月 3日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 14年 7月 31日	石川県認可 (障福第955号)
1. 平成 15年 3月 8日	改正 (理事会第1号議案承認)
1. 平成 16年 2月 13日	石川県認可 (障福第3293号)
1. 平成 16年 3月 21日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第2号議案承認)
1. 平成 16年 4月 19日	石川県認可 (障福第233号)
1. 平成 16年 11月 21日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 16年 12月 13日	石川県認可 (障福第3293号)
1. 平成 17年 3月 1日	町合併により表記変更 (押水町字から宝達志水町へ)
1. 平成 17年 5月 22日	改正 (理事会第3号議案承認・評議員会第3号議案承認)
1. 平成 17年 6月 17日	石川県認可 (障福第1025号)
1. 平成 18年 3月 19日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 18年 4月 5日	石川県認可 (障福第4288号)
1. 平成 18年 5月 21日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 18年 6月 29日	石川県認可 (障福第818号)
1. 平成 18年 8月 27日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 18年 9月 26日	石川県認可 (障福第2158号)
1. 平成 19年 1月 28日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 19年 3月 31日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 19年 5月 27日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 19年 6月 28日	石川県認可 (障福第914号)
1. 平成 20年 3月 30日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 20年 5月 7日	石川県認可 (障福第307号)
1. 平成 22年 8月 20日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 22年 8月 31日	石川県受理 (障福第1938号)
1. 平成 23年 3月 28日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 23年 4月 22日	石川県認可 (障福第133号)
1. 平成 23年 11月 1日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 23年 11月 22日	石川県受理 (障福第2364号)
1. 平成 24年 3月 20日	改正 (理事会第7号議案承認・評議員会第7号議案承認)
1. 平成 24年 4月 1日	石川県認可 (障福第10号)
1. 平成 24年 5月 28日	改正 (理事会第5号議案承認・評議員会第5号議案承認)
1. 平成 24年 6月 25日	石川県認可 (障福第881号)
1. 平成 24年 11月 6日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 24年 11月 28日	石川県受理 (障福第2474号)
1. 平成 25年 5月 28日	改正 (理事会第4号議案承認・評議員会第4号議案承認)
1. 平成 25年 6月 17日	石川県受理 (障福第850号)
1. 平成 26年 3月 21日	改正 (理事会第1号議案承認・評議員会第1号議案承認)
1. 平成 26年 4月 25日	石川県認可 (障福第125号)
1. 平成 28年 5月 28日	改正 (理事会第3号議案承認・評議員会第3号議案承認)
1. 平成 28年 6月 30日	石川県受理 (障福第1192号)

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 平成 28 年 1 2 月 2 6 日 | 改正（理事会第 1 号議案承認・評議員会第 1 号議案承認、平成 29 年 4 月 1 日施行） |
| 1. 平成 29 年 1 月 2 4 日 | 石川県認可（障福第 3 1 4 0 号） |
| 1. 平成 29 年 3 月 2 9 日 | 改正（理事会第 1 号議案承認・評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 平成 28 年 1 2 月 2 6 日 | 改正（理事会第 1 号議案承認・評議員会第 1 号議案承認、平成 29 年 4 月 1 日施行） |
| 1. 平成 29 年 1 月 2 4 日 | 石川県認可（障福第 3 1 4 0 号） |
| 1. 平成 29 年 3 月 2 9 日 | 改正（理事会第 1 号議案承認・評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 平成 29 年 6 月 4 日 | （理事会第 1 号議案承認提案） |
| 1. 平成 29 年 6 月 2 1 日 | 改正（評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 平成 29 年 8 月 7 日 | 石川県認可（障福第 1 4 0 4 号） |
| 1. 平成 29 年 8 月 2 8 日 | 石川県認可（障福第 1 5 7 1 号） |
| 1. 平成 30 年 6 月 1 0 日 | （理事会第 1 号議案承認提案） |
| 1. 平成 30 年 6 月 2 5 日 | 改正（評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 平成 30 年 7 月 1 3 日 | 石川県認可（障福第 1 1 8 7 号） |
| 1. 令和 元年 6 月 9 日 | （理事会第 1 号議案承認提案） |
| 1. 令和 元年 6 月 2 6 日 | 改正（評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 令和 元年 7 月 1 2 日 | 石川県受理（障福第 1 2 0 7 号） |
| 1. 令和 2 年 3 月 2 0 日 | （理事会第 1 号議案承認提案） |
| 1. 令和 2 年 3 月 3 0 日 | 改正（評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 令和 2 年 4 月 1 3 日 | 石川県受理（障福第 1 9 6 号） |
| 1. 令和 4 年 5 月 2 9 日 | （理事会第 1 号議案承認提案） |
| 1. 令和 4 年 6 月 1 7 日 | 改正（評議員会第 1 号議案承認） |
| 1. 令和 4 年 7 月 8 日 | 石川県認可（障福第 1 1 6 8 号） |
| 1. 令和 5 年 6 月 4 日 | （理事会第 2 号議案承認提案） |
| 1. 令和 5 年 6 月 2 0 日 | 改正（評議員会第 2 号議案承認） |